

日本スラックライン連盟規約  
Japan Slackline Federation

(名称)

第1条 本会の名称は“日本スラックライン連盟”とする。  
英語表記は”Japan Slackline Federation”とする。

(所在地)

第2条 本連盟は東京都中央区新川 2-5-9 2階に置く

(目的)

第3条 本会はスラックラインの普及啓発、技術の向上、スラックライナーの増強と親睦・安全性の向上及びスラックラインの施設普及を目的とする。

(会員)

第4条 スラックラインの愛好者及びその後援する個人及び法人その他の団体

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1名
3. 専務理事 1名
4. 理事 5名以上
5. 会計 1名
6. 監査 1名

(役員の仕事)

第6条 理事長は本会の代表者として本会の活動全般を代表する。

1. 副理事長は理事長を補佐し必要なときは理事長の職務を代行する。
2. 理事は理事会を通し理事長、副理事長に協力し会の運営が円滑にいくように努める。
3. 会計は本会の会計を掌握する。
4. 監査は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とするが再任は妨げない。

(運営)

第 8 条 総会は年 1 回開催し、役員の変更、年間事業計画及び報告、会計報告、予算、決算について審議する。 理事会は最低 3 月に 1 回は開催し日常必要な事項について討議し決定しこれを遂行する。

(会費)

第 9 条 会費については別途細則を定める。

(変更)

第 10 条 この規約は総会に於いて出席者の 3 分の 2 以上の賛成で承認され又同様の手続きで変更できる。

本会則は平成 23 年 9 月 1 日から適用される。